

◎ 第106回定例研究会

12月18日(金)

於:静岡県評会議室

## 精神の障害に係る障害年金

# 等級判定ガイドラインの問題点

報告者:磯野博氏(日本医療総合研究所 協力研究員)

### ●ガイドラインへの異論

厚生労働省に設置された「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が7月に取りまとめた「障害年金に関する新たな精神・知的・発達障害等級認定ガイドライン」に対するパブリックコメントが募集され、障害者団体や社会保険労務士などから400余の意見が寄せられました。寄せられた意見のなかには、「この新ガイドラインによって都道府県間の格差をなくして欲しい」という障害者や家族の切なる願いの他に、「障害等級を引き下げる機械的な運用」といった異論が相次ぎました。

### ●ガイドラインは何をもたらすか

ここ2～3年、長年にわたって障害基礎年金2級を受給していた人が3級に降格されるという事例が増えています。

実際、新ガイドラインでは、生活能力が中程度のケースに対して、当初は「2級」としていましたが、審議の途中から「2級もしくは3級」と方針を変更しています。これでは、従来、障害基礎年金では82%が「2級」と判定されていたケースが「3級」と判定され、無年金になるケースが続出するでしょう。

日本精神神経学会など7団体でつくる「精神科七者懇談会」は、ガイドラインの実施により少なくとも障害基礎年金の受給者約79万人の1割程度が影響を受け、56,000人が1級から2級への等級落ち、23,000人が2級から3級に落とされ支給停止(無年金)になると推計しています。「等級判定のガイ

ドライン」は、障害者の願いである家族からの自立と経済的な自立という2つの自立を奪うことになりかねません。

### ●厚生年金保険料滞納による無年金障害者事例

Aさんは、21歳のとき専門学校を卒業し、4月に設計事務所に正社員として就職します。幼少の頃から機械いじりが好きであったAさんは希望の仕事に就けたことを喜び、就職直後からの残業に次ぐ残業にもめげず職務に精励していました。そのような中、同じ年の11月に交通事故に遭います。事故の後遺症から重度の障害を負ったAさんは、設計技師としての復職ができず退職しました。その後、障害年金の申請をしました。しかし、入社時の4月～7月までの間がいわゆる試用期間であったため、事業所の問題から厚生年金保険に未加入であることが分かり、障害年金が受給できませんでした。

### ●若者の無年金障害者へのリスク

総務省が厚生労働省に対して2006年に行った勧告、「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、厚生年金保険に加入義務があるにもかかわらず届け出をしていない事業所は約63万～70万ヶ所あると推計されており、対象事業所全体の約3割を占めています。そのため、厚生年金保険に未加入の事業所で働く労働者、約267万人は、厚生年金保険の対象事業所で働きながらも病気や怪我によって重度の障害を負った場合、何も知らないままに無年金障害者になるリスクがあります。

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>